

平成23年度第1回京都市産業廃棄物3R推進協議会 議事録

- 1 日 時 平成23年8月10日(水) 午後3時30分～午後5時30分
- 2 場 所 社団法人京都銀行協会 6階ホール
- 3 出席委員 岩田委員, 越智委員, 黒坂委員, 郡嶋委員, 高岡委員, 高木委員, 高橋委員, 谷口委員, 檀野委員, 近本委員, 外池委員, 福岡委員, 細木委員

4 議事内容

(1) 委員長の選任及び副委員長の指名について

出席委員の互選により郡嶋委員を委員長に選任し, 委員長の指名により高岡委員を副委員長に選任した。

(2) 協議会の役割について

第3次京都市産業廃棄物処理計画及び資料2に基づき事務局から説明を受けた。
委員から質問や意見はなかった。

(3) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の状況について

ア 概要及び当面の課題について

資料3及び資料4に基づいて事務局から説明を受けた。
委員から質問や意見はなかった。

イ 啓発や環境教育の効果的な実施について

資料5に基づいて事務局から説明を受けた。
委員から次のような発言があった。

委員 : 産業廃棄物のリサイクルの流れを認識してもらうため, 従来の産廃施設見学会では処理施設だけの見学を行っていたものを, 今年度は処理前の段階, すなわち排出する段階の企業であるイオンモール京都ハナとグランドプリンスホテルの見学を行うこととなり, 少し前進をする形での取組が始まっている。

なかなか企業は裏側を見せたがらないものなので, もう少しこうした形で見せてくれる企業を商工会議所や工業会から紹介してもらうとか色々プランが考えられる。ハウステンボスでは専用のツアーも行われているし, 一般には公開されていないが, 東京ディズニーランドも地下にゴミを配送する場所があるので, そういった所を見せるということをやっているところもある。

委員 :今年度のフォーラムは、3R 全国大会と合わせる形ですることとなった。今まで、産廃というものはマイナスのイメージを持たれていたが、循環型社会の中で業界がどういった役割を果たしているのか見せていきたい。また、産廃のリサイクル品は品質がよくないと思われていたが、普通の製品に劣らないこと、そして業界全体の姿勢として、リサイクルにしっかりと取り組んでいることを見せていきたいと思っている。

委員 :啓発において排出事業者の見学という話が出たが、イオンやホテルといったサービス業は、だいたい廃棄物はまとまった所に集めて業者に処理してもらっているので、見学の対象としては分かりやすい。しかし、それ以外の業種、京都工業会はほとんどものづくりの業者だが、それら製造業でも産業廃棄物の処理は最大の課題であり適正にやっ
てはいるが、見学という意味で見やすくなっているかということそうではない。工場内で集積場所が分散していたり、なかなか見ても分かりづらいので、やるとしたら見やすいところを選定しないと難しいのかなと思う。それが一つ。

また、産業廃棄物の教育という意味で、産業廃棄物と一般廃棄物の違いを分かりやすく説明するための資料を皆で検討して作るというのも一つの手かと思う。

それと、施設を見学する時期として夏場は避けたほうがよい。企業の担当として色々な施設を見に行く者でも、処理施設を夏場に見に行くことは大変だなと思う。子供向けのイベントを夏休み以外とすると大変かもしれないが。

親子で見学会を行うことは、家庭でも学校でも、周辺の地域に話が広まっていくことが考えられるので、良い企画である。

委員 :商工会議所としては協力していただけそうか。

委員 :会員企業に協力要請をすれば可能だと思う。会議所では京都市の教育委員会と協力して、小学生の環境学習のため、企業から学校に出向いて、いろんな環境に関する授業を行っている。企業には、そういった小学生の皆さんに環境に関してアピールする場は、非常に良い機会であると認識してもらっている。ただ、見て分かりやすいものがどれぐらいあるのかは考えないといけない。

委員 :小中学生エコバスツアーで連れて行く対象はどうやって選んでいるのか。

事務局 :市民新聞等の媒体に掲載して公募している。

委員 :バスツアーなど、参加者のアンケートは取っていると思うが、次の

企画につながるような情報を参加者から得ておくといよい。具体的に何をとなると、今は思いつかないが。

事務局：アンケートは取っているが、子供たちが何に興味を惹かれ、何がインパクトがあるのかといったことが分かれば、次はそこに重点を置くことで、つながっていくと思う。

委員：施設見学会は非常にいいと思う。今年度のフォーラム内容（案）に「産廃を体験できるコーナー」とあるが、来場者と一緒に体験できるような市民と一緒に考えるようなカラーが出たらいい。また郡嶋先生などは海外の処理についても詳しいと思うが、その紹介コーナーを設けることも良い。

委員：せっかくなのでこの際、NHKとかKBSとか、市民新聞だけではなくマスコミの協力を得たらどうか。テレビに出られるという話になれば、人も来るだろうし、もう少し広げてやれると思う。

東北大震災ではがれきの山が積み上げられており、そういったこともあるので、廃棄物ということを出せば、京都市ではどのように処理されているのか興味を持ってもらえると思う。そして、テレビを通して見てもらったら、産業廃棄物や一般廃棄物がどういったものか分かりやすく理解される。

委員：この場所に新聞社の方も来られているが、広告を出して京都市と連携してもらおうなど、広告代理店等を間に入れてうまくやれば、できると思う。一回それは次回に考えてみよう。メディアとの連携というのは非常に重要な課題である。

委員：これまで産廃フォーラムを見学してきたが、誰をターゲットにしているのか分かりにくい。フォーラムの対象となるターゲットをもっと明確にして、もう少し分かりやすい形で開催していただけたらと思う。

ウ 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進について

資料6に基づいて事務局から説明を受けた。

委員から次のような発言があった。

委員：優良化の制度だが、業界からすると非常に厳しいハードルになる。以前の優良評価制度は、ほとんど進まなかった。我々業界も中々取得しなかったし、取得してもそれを排出事業者が選択してくれなかった。なぜかと言うと、排出事業者が最後に評価するのは価格であり、処理料金がどうかで選ばれてしまう。

私は業界に長くいるが、業者間で競争になった際に、相手が優良評価を持っていたから負けたという話を一度も聞いたことがない。今回

提示されたメリットに許可の年数を5年から7年に延長するというものがあるが、これは大してメリットになっていない。最小公倍数の35年で考えると、たった二回しか許可更新の回数が変わらない。更新申請手数料2回分は金額にして約14万円であり、35年間で約14万円のためにインターネットの公開や財務諸表の公表などをしなければならないとなると、インセンティブはまったく働かない。許可の有効期限はやるなら3年と7年ぐらいに差をつけてもらいたい。

私が優良化について一言言いたいのは、排出事業者がもっと評価をして欲しい。それこそがインセンティブで、排出事業者が「安ければいい」で出されている間は、業界はあまり優良認定に反応してくれないと思う。

優良化について、以前は許可証に一文書かれていただけだったが、分かりやすくマークが付いたのはいいことだと思うが。

あと、ハードルが高いと言ったが、京都の業者の特色は中小企業性が非常に高く、財務諸表の公開や処理工程を明確にしたりといったことに躊躇している。例えば処理工程を出すと、取引先が分かったり色々あるので。そういったこともあって、これは非常に厳しい基準と見ている。

この基準を超えるためのエネルギーとなるのは、排出事業者が優良業者を選択してくれるということしかないと思う。それを業界からはお願いしたい。

委員：今、おっしゃった内容の若干の補足になるが、確かに事業者から見たら、最終的にはやはり比較見積もり等を取って、コスト勝負ということになるが、そのコストに行き着くまでの前提として、排出事業者も法律により一度産廃を出したら最終処分等されるまでの責任を負う立場になっているので、処理業者が優良か、安心して選べるかどうかの判断がある。よって、排出事業者にとっても、優良事業者の情報は大切である。

企業規模によって若干の認識の違いはあるかと思うが、その認識で間違いない。

委員：建設業なので排出事業者が多いが、岩田委員がおっしゃったように、コストが一番である。安かったらよい。建設業界は汲々で予算も無いので、優良マークがついているからという理由で、処理料金の高い業者を選ぶことは百パーセントない。建設業ではがれき類が多く出るのが、がれき類の処理で安いところが、滋賀県にある。そうすると滋賀県に持っていかうとなる。全部安いところへ行く。資料に書かれてい

る環境負荷軽減や、地域社会への貢献といったものは見ない。

そういったものを見る意識を植え付けるためにはどうしたらいいか、皆で考えないといけないのかなと思う。

委員：環境への取組等で差別化できるかという問題は、しんどい課題ではあるが、皆さんの知恵をお借りしながら、何とかいい制度の構築を目指せたらと思う。

委員：京都環境保全公社は、株主に京都市・京都府がいる特殊な民間会社であるが、今回、国が定めた優良認定制度にいち早く応え、京都市・京都府にも申請を行い、既に認定を受けている。

岩田委員がおっしゃったように前回の評価制度は一部しか取得しておらず、途中でやめた部分もある。色んな業界の中での問題もあったが。

今回、私どもがいち早く申請したのは、やはり、この業界をよくしていこうという思いが強いからであり、そのためには排出事業者はこの制度を認めていただいて、価格一辺倒の状況を変えない限り、我々の業界のレベルは上がらない。どうしても取り合い、足の引っ張り合いということになり、中にはグレーな部分のある処理も出てくる。

また、行政が、それをバックアップする、処理施設の定期的な立入調査を含め、事業の透明性を図っていくことが必要でないかと思う。

我々は、優良マークの許可証を取得して7月、8月に企業への報告に回っている。許可証が変わったため、ISO、KESを取得されている企業では差し替えが必要になるからであるが、反応を見てみると、やはり大企業、そして環境に意識のある企業で歓迎されている。しかし、中小企業、小さいところへ行けば行くほど、関心がないのが実態である。

我々もこのような、企業の反応やレベルを確かめて、今後の事業に活かしたいと考えている。

やはり、行政、排出事業者、処理業者の3者が一体で取り組まない限りは、よくなる。今回の制度改正をきっかけにレベルを上げていきたいという強い思いがある。

委員：資料4において事務局から説明があったとおり、処理業者の情報公開と同時に、排出事業者の認証制度ということも考えられているので、その関連も含めて、これから考えていかないといけないのかもしれない。

エ 産業廃棄物処理業等の許可取消し及び停止命令に係る処分基準

資料7に基づいて事務局から説明を受けた後、委員から次のような発言があった。

委員：まずは黒坂委員，法律の専門家として，考え方をお話いただけたら，後の議論につながるかと思う。

委員：基本的には市に裁量の自由がない羈束裁量と考えているので，ある程度，一定の明確な基準のまま置いておいて，実務レベルで，事務局から説明のあったとおり行政指導でやっていくほうが良いと思う。

必ずしも法的拘束力はないかもしれませんが，明示されている国の基準を緩めることは日本ではやりにくいのではないかと思います。逆に上乗せ横出しということはよくあるが。

ただ，実務レベルでそういった風に運用することは，問題はないとも考えている。

委員：同じ問題を抱えておられるかはわからないが，越智委員，何か。

委員：悪質な業者には厳正に迅速に対処するということが基本だが，先ほど事務局からあったように，野焼きで冬の寒い時期に，ドラム缶に廃材を入れて暖を取るという行為は，国の通知では野焼きですので許可取消しとなる。一発でそうするのかというと中々難しいものがあるが，京都府では，行政指導でも，口頭指導ではなく，必ず指導票なり何なり文書の形で残して，指導を継続しても改善が認められないといった裏付けを積み上げていく。そういうことも一つかと思う。

もう一つは，こういった不適正処理が行われた場合，不法投棄等は特にそうだが，無許可業者がやっているケースが多い。その場合は許可取消し等の行政処分ではなく，刑事処分の話になる。そうすると，そういったケースに対しては告発をするといった対応も必要になってくる。

ともすれば産廃業者が違法行為をやっていると捉えられがちだが，実際には許可も何も無い業者がいろいろ加減なことをやっている事例が多い。そういうものについて，逆に，厳正な告発等の刑事処分を含めた対応が必要になってくるんじゃないかなと思う。

委員：この問題は，府と市の間で裁量が異なってくるというような問題にはならないか。

事務局：そのあたりは，府市，協調しながらやっていきたいと思っている。ずれたことを言うことはできないので。

委員：業者から行政の指導に差があるという相談を受けることがある。行政に直接聞くとまずいので，協会に相談がある。非常に答えにくいので，こういうケースにはこういう指導したという，行政指導の情報が

欲しい。当然それは難しいかもしれないが。

事務局：指導にバラつきがあると見えるかもしれないが、行政の中では一定の筋が通っている。事案の重大性とか波及効果とか、色んな条件を考えながらやっている。中々業者にニュアンスが伝わらない部分もあるかもしれないので、できる限り分かりやすい説明を心がけたい。

エ その他

委員：この協議会で、産廃施設を見学する機会を設けていただけたらと思う。

委員：ご協力いただけるところを探しながら、それも考えていきたい。

(4) 今後のスケジュール

今回は、11月中旬で日程を調整することとし、引き続き、啓発・環境教育、優良な処理業者の育成に向けた情報公開、許可取消し及び停止命令に係る処分基準について協議することとした。